

<修士論文概要>

知的障害児に対する性教育の意義と課題 —教師の意識と包括的セクシュアリティ教育に着目して—

小田島 協*

1. 本研究の目的と方法

日本の性教育においては、2003年の都立七生養護学校（現七生特別支援学校）事件が全国の教師を萎縮させ、数々の教育実践が抑制される傾向が続いていると言われている。国際社会に目を向けてみると、「障害者の権利に関する条約」が、2006年12月に採択されたことにより、国際的に障害者の性が人権として定位されることになった。また、2009年には、ユネスコが中心となり、多くの国際機関が協同して「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が開発された。その中で提唱された包括的セクシュアリティ教育は、今や世界中で実践され、国際的なスタンダードとされている。「子どもの性的行動をどのように捉え、どう対応するかは、性的なことに関する教員個人の価値観に左右される」（西田・田実2005）との指摘にあるように、性教育において、教師の意識の在り方は非常に重要であると考えられる。本研究では、知的障害児に対する性教育の在り方について、包括的セクシュアリティ教育の観点に基づいて考察することを目的とする。そのために、教師の意識に着目して、性教育を実践する際の阻害要因について検討し、国際的な動向を踏まえながら性教育の意義について提起する。

2. 構成

序 章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 研究課題と研究方法

第1章 戦後の性教育に関する政策と学校での扱い

第1節 「純潔教育」と「性教育」をめぐる政策の変遷

第2節 学習指導要領等での扱い

第3節 性教育バッシング

第2章 知的障害児に対する性教育の教師の意識

第1節 先行研究の検討

*筑波大学大学院修士課程教育研究科スクールリーダーシップ開発専攻2年

第2節	教師の意識上の阻害要因
第3章	知的障害児教育における包括的セクシュアリティ教育の可能性
第1節	性教育と障害者に関する近年の国際的な潮流
第2節	性教育概念のアップデート
終章	本研究のまとめと今後の課題
第1節	本研究のまとめ
第2節	今後の課題
第3節	終わりに

3. 概要

第1章では、今日の日本における性教育の背景を知るために、これまでの歴史を整理し、検討した。第1節では、日本における性教育の黎明期から、戦後の純潔教育政策までの流れを分析した。田代（2004）によると、日本が近代化していく中で、様々な西洋学問が導入されたが、性科学研究もその中の一つであったとされる。当初は「性欲教育」として始まったとされる。その後、1920年代に入って「性教育」という用語が定着しはじめるが、性科学研究に関わる知識よりも、性の道徳的・倫理的側面が重視される傾向があった。性に関する科学的な知識を教えるのかどうか、また教えるとすればどう教えるのかということについては、現代においても主要な論点の一つになっているが、同様の問題がこの頃から提起されていたことがわかった。また、学問と同様に西洋から流入したキリスト教文化が急速に行き渡り、新しい規範として根付いていった。その中の一つに「純潔」という概念があった。明治期、日本には前時代から引き続き公娼制度が存在し、キリスト教団体を中心に廃娼運動が展開された。それが後に純潔運動と名を変え、戦後に継承されていった。戦後の純潔教育の始まりも、占領軍相手の慰安施設の廃止に端を発した私娼の取り締まりを原点としていた。純潔教育は、結婚当事者間のみにも性的交渉を認め、それまでは性を抑制するという性道徳規範を中心に据えたものであった。第2節では、学習指導要領等における性教育関連事項の取り扱いの変遷について分析した。文部省は、1999年の学習指導要領まで時代に即しながらやや積極的な姿勢を示してきたが、2009年の学習指導要領においては内容に若干の後退が見られた。次に、現行の学習指導要領における、いわゆる歯止め規定に触れ、文部科学省の性教育についての表現が不統一であることなど扱い方が曖昧なままだったことを指摘した。第3節では、七生養護学校事件（2003年）や足立区立中学校への政治的圧力（2018年）を中心に、性教育バッシングについて分析し、現在まで続く学校への政治的圧力の影響について述べた。

第2章では、知的障害児に対する性教育についての教師の意識上の阻害要因について、先行研究の調査結果に着目し、考察を加えた。第1節では、先行研究より、性教育実践における教師が抱く困難さについての調査結果から、教師の意識について検討した。江田・田川・松本(2000)は、性教育に対する意識について、養護学校の小学部、中学部、高等部教員、他に質問紙調査を行った。現在担当している子どもたちに性教育をする必要が「ない」と答えた教師の中で「指導しても理解するのが困難だから」という回答があり、筆者は性教育と聞いて想起する範囲の狭さや人権に対する意識の不足を指摘した。西田・田実(2005)は、知的障害養護学校の性教育の現状について、知的障害養護学校3校の教員に対して質問紙調査を行った。指導上の困難について、個人差の大きさをあげた教師が多かった。筆者は、それは性教育に限ったことではなく、障害児教育全般において言えることであると指摘した。井上・菊地・遠藤(2010)は、知的障害児の性に関する内容の質問紙調査を特別支援学校教員に対して行った。全学部ともに「教え方がわからない」、「学習の機会がない」、「知識がない」を上位にあげていたこと、自由記述に「教えることの難しさ」、「保護者との連携」、「関係機関との連携」が書かれていたことから、筆者は、教員の性教育についての知識不足や共通理解の難しさを指摘した。原(2010)は、知的障害児に対する性教育についての記述による意識調査を現職教員に対して行った。多くの教員が性教育に対して自分と無関係とし、苦手意識や話しづらさを述べたとしている。山田・水内(2010)は、性教育に関する意識と実施状況について国立大学附属特別支援学校教員に対して質問紙調査を行った。性教育指導上の困難点について、全学部から個人差や教材・資料、多忙の項目が挙げられた。筆者は、性教育が学校現場において敬遠されがちであることを指摘した。児嶋(2012)は、知的障害特別支援学校教員の性教育に対する意識について、国立大学附属特別支援学校(知的障害児対象)4校の小学部、中学部、高等部教員に対して、質問紙調査を行った。教員養成課程において性教育について学んでおらず、知識が不十分なまま指導に当たりながら、十分な研修も受けられていないことが明らかにされた。菅沼・生川(2012)は、中・軽度の知的障害児の性教育に対する特別支援学校の教師に聞き取り調査を行った。特に、生殖に関する指導について「全体的に教師の意識としてはやや消極的である」ということだった。永谷・工藤・矢野ら(2013)は、性教育に対する意識について高等養護学校教員にインタビュー調査を行った。『なかなか納得するまで教えられない』『理解したかどうか、分からない』等の指導方法やその効果に不明瞭さがあることが挙げられ、性教育の指導方法に戸惑いと不安を抱えており、筆者は、手助けになるような環境や資源の不足を指摘した。第2節では、第1節で見えてきた先行研究中の性教育実践に対する消極的な単語やフレーズをピックアップして、6つにカテゴライズし、タイトルを付け、それぞれ

れについて考察を加えた。1. 専門性の不足については、現職研修の貧困さは、学校現場における意識の低さ、性教育のプライオリティの低さを示していると指摘した。2. sex 教育については、「性=性交」というイメージが、教師を萎縮させたり、予防教育や禁欲教育に開始したりする状況を生み出していると指摘した。3. 性教育バッシングの影響については大きなものだったが、七生養護学校事件の裁判は2013年に結審しており、そこを起点に議論を進めるべきことを提案した。4. 障害児教育の特性については、性教育に限らない、知的障害児教育全般に当てはまる困難点が挙げられており、他のカテゴリーとの関連を指摘した。5. 共通認識については、今日でも性教育についての考え方は人それぞれであり、連携の際に教師が自信を持っていない状況を指摘した。6. 障害者の人権については、今日の障害児教育の現場でも、人権侵害状況が見られることを指摘した。

第3章では、知的障害児教育において包括的セクシュアリティ教育を実践することの意義について考察した。第1節では、国際的にセクシュアリティが人権として位置づいていく過程に着目し、近年の国際的な潮流を整理、分析した。1964年にSEICUS（米性情報教育協議会）が設立され、セクシュアリティという概念が提起された。1994年のカイロ国際人口開発会議で採択されたカイロ行動計画では、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの概念が提唱された。1995年の北京世界女性会議では、女性に対する暴力の撤廃やリプロダクティブ・ヘルスに関する女性の権利が確約された。1999年の第14回世界性科学会（WAS）では、セクシュアル・ライツ宣言が採択された。2002年には、世界保健機関（WHO）によって「性の健康と性の権利に関する仮定義」が策定され、2005年第17回世界性科学会（WAS）において「モンテリオール宣言」としてまとめられた。障害者権利条約は、2006年に採択され、21世紀最初の国際人権条約として、拘束力がある画期的な取り決めであることを述べた。日本は、国内法を整備した上で、2014年に批准した。続いて、国際セクシュアリティ教育ガイダンスについて分析した。初版は、ユネスコを中心に数多くの国際機関が共同して、2009年に発行された。それまでの世界の取り組みと英知を結集してまとめられたセクシュアリティ教育の基本課題と具体的な実践のポイントを明示した手引書であり、その内容は世界のセクシュアリティ教育を進めていく上でのスタンダードとして位置づけられていた。改訂版は、作成時に参加した機関の他に国連女性機関（UNWOMEN）が加わり、2018年に発行された。2009年以降の国際的動向と最新の研究及び実践の成果を踏まえて出されたものである。次に、国際セクシュアリティ教育ガイダンスで提唱されている包括的セクシュアリティ教育について分析した。その呼称について、国際セクシュアリティ教育ガイダンスを邦訳した研究者の間においても、統一されていないことを述べ、セクシュアリティ教育、包括的セクシュアリティ教育、包括的性教育のいずれにおいても、その意味すると

ころの包括性には変わりはないことを述べた。第2節では、知的障害児教育において包括的セクシュアリティ教育を広めるための方法について考察した。初めに、先行研究から、教師の性教育の捉えが包括的セクシュアリティ教育に近づいてきている傾向を明らかにした。次に、教師の意識変革のために、これまでの「性教育」に付随しがちな「性＝性交」のようなイメージを払拭するためにも、包括的セクシュアリティ教育という用語の使用を提案した。そして、その上で、『【改訂版】国際セクシュアリティ教育ガイダンス』をテキストとして実践に取り組むことを提案した。包括的セクシュアリティ教育は、基本的人権とジェンダー平等を基盤とし、また、科学的根拠を基に各段階を踏まえながら学んでいくスパイラル型カリキュラムアプローチであることから、第2章第2節で抽出した知的障害児に対する性教育実践上の困難点を解決するための方策になりうることを提起した。

4. 主要参考文献

児嶋芳郎 (2012). 「知的障害児への性教育の在り方に関する実証的研究」. 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科・博士 (教育学) 学位論文. / ユネスコ編 (2017). 浅井晴夫・良香織・田代美江子・渡辺大輔 (訳). 『国際セクシュアリティ教育ガイダンスー教育・福祉・医療・保健現場で活かすために』. 明石書店. / ユネスコ編 (2020). 浅井春夫・良香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔 (訳). 『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】ー科学的根拠に基づいたアプローチ』. 明石書店.